

津別町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和2年4月15日改定
津別町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

津別町農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進」に取り組むため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づく指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和5年度（平成35年度）までの目標達成に向けた計画とし、農業委員の任期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)			遊休農地の割合 (B/A)
		計	1号	2号	
当 初 (平成29年4月)	5, 434ha	0ha	0ha	0ha	0%
現 状 (令和2年4月)	(5, 434) 5, 432ha	0ha	0ha	0ha	0%
目 標 (令和5年4月)	(5, 434) 5, 432ha	0ha	0ha	0ha	0%

【目標の考え方】

津別町の遊休農地の割合は現状で「ゼロ%」となっているため、目標年まで発生を防止することに努める。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査のほか、隨時、農地パトロールを実施し、遊休農地を早期に発見する。

(イ) 利用状況調査及び農地パトロールにより遊休化のある農地を把握し、農地所有者に対する保全管理の指導を行い遊休農地の発生を防止する。

イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

ウ 非農地の判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
当初 (平成29年4月)	5, 434ha	5, 359ha	98%
現状 (令和2年4月)	(5, 434) 5, 432ha	5, 377ha	99%
目標 (令和5年4月)	(5, 434) 5, 432ha	5, 398ha	99%

【目標設定の考え方】

担い手への農地利用集積率は、令和5年度までに99%とすることを目標としており、現在の担い手への集積率は約99%であるが、本指針は目標設定期間の令和5年度までに達成すべき目標値としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置け、農業集落における「人・農地プラン」の作成支援を積極的に推進し、担い手の農地集積が促進しやすい環境整備を推進する。

イ 農地中間管理機構等との連携について

(ア) 利用集積に対する支援制度等の情報提供体制を強化し、農地中間管理事業を柱とする農地の集積・集約化を推進する。

(イ) 担い手の希望の把握や離農する農家からの相談により担い手、土地所有者の情報を把握し、農協や農地中間管理機構等と連携して農地の集積を促進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） (新規参入者取得面積)	新規参入者数（法人） (新規参入者取得面積)
当 初 (平成29年4月)	1 人 (3 4 ha)	件 (ha)
現 状 (令和2年4月)	1 人 (2 0 ha)	件 (ha)
目 標 (令和5年4月)	1 人 (2 ha)	件 (ha)

【目標設定の考え方】

新規参入については、平成25年度から27年度までに1経営体の参入しかなかった現状を踏まえ、少なくとも年間1経営体の新規参入を目標値とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

津別町・農協・普及センター・新規参入者受入協議会等が連携するとともに、新規参入希望者の情報を共有し、就農に結び付けていく。

イ 新規就農フェア等への参加について

津別町・農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

ウ 農業委員会のフォローアップ活動について

(ア) 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が危ぶまれる地域について農地の下限面積の別段の面積を設定して新規就農者等を促進する。

(イ) 農業委員は、新規参入者（法人も含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

